

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社大阪証券取引所

【英訳名】 Osaka Securities Exchange Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 米田道生

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

【電話番号】 (06)4706-0830

【事務連絡者氏名】 取締役 副社長執行役員 藤倉基晴

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

【電話番号】 (06)4706-0830

【事務連絡者氏名】 財務グループリーダー 田原牧

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社大阪証券取引所 東京支社  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第1四半期累計期間	第12期 第1四半期累計期間	第11期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
営業収益	(百万円)	5,414	5,664	22,494
経常利益	(百万円)	2,213	2,155	9,157
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,351	1,334	5,466
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	4,723	4,723	4,723
発行済株式総数	(株)	270,000	270,000	270,000
純資産額	(百万円)	52,580	54,795	55,485
総資産額	(百万円)	511,043	444,575	453,203
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	5,005.67	4,943.16	20,244.60
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	12,000
自己資本比率	(%)	10.3	12.3	12.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,510	744	14,135
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,253	4,794	281
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,509	1,874	2,834
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	8,201	12,058	19,472

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は持分法を適用する関連会社がないため記載しておりません。

4 第11期の1株当たり配当額12,000円には、株式会社化10周年記念配当3,000円を含んでおります。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当社の前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間における、経営上の重要な契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
(株)三井住友銀行	コミットメントライン契約	平成24年4月26日から 平成24年12月28日まで

(注)上記契約については、平成24年4月26日に締結しております。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当社の経営成績に重要な影響を与える要因についての分析は次のとおりです。

当第1四半期累計期間における我が国株式市場では、欧州債務問題や世界的な景気の減速懸念を背景に日経平均株価が期首の10,100円台から一時8,200円台まで下落し、期末には9,000円台となりました。

このような状況の中、当社の当第1四半期累計期間の区分別の営業収益は次のとおりとなりました。

#### 参加者料金関係

当第1四半期累計期間の当社市場における売買・取引の状況は、デリバティブ取引において全体の取引金額及び取引高が共に前年同期間を22.0%及び32.8%上回りました。主な商品である日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価指数オプション取引は、いずれも取引金額及び取引高が前年同期間を上回っております。

一方、現物取引では、市場第一部・第二部及びJASDAQにおいて、売買代金及び売買高が共に前年同期間を下回りました。この結果、現物取引全体でも売買代金及び売買高がそれぞれ17.7%及び23.0%下回りました。

当第1四半期累計期間における参加者料金は対前年同期比11.3%増の3,347百万円となりました。その内訳は、取引手数料2,047百万円、清算手数料736百万円、アクセス料369百万円、基本料173百万円等となりました。

#### 機器・情報提供料関係

当第1四半期累計期間における注文・約定のリアルタイム情報や終値情報、コロケーションサービスの利用等による機器・情報提供料は、対前年同期比5.0%減の1,878百万円となりました。その内訳は、相場情報料994百万円、ネットワーク回線料313百万円、コロケーション利用料185百万円等となりました。

#### 上場賦課金関係

当第1四半期累計期間において、当社市場の上場会社等より受領する上場賦課金は対前年同期比1.2%増の418百万円となりました。その内訳は、上場有価証券年賦課金366百万円、有価証券上場手数料52百万円となりました。

上記の結果、当第1四半期累計期間の営業収益は対前年同期比4.6%増の5,664百万円となりました。販売費及び一般管理費については、施設費が1,241百万円（対前年同期比20.5%増）、運営費が1,024百万円（対前年同期比3.4%増）、人件費が775百万円（対前年同期比3.0%減）、減価償却費が631百万円（対前年同期比1.2%減）となったことにより、対前年同期比6.2%増の3,672百万円となりました。

この結果、営業利益は対前年同期比1.9%増の1,992百万円となりました。また、経常利益は対前年同期比2.6%減の2,155百万円、四半期純利益は対前年同期比1.2%減の1,334百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の流動資産は清算預託金特定資産が1,336百万円増加したものの、取引証拠金特定資産が5,709百万円、現金及び預金が3,464百万円それぞれ減少したことなどにより、前事業年度末に比して8,262百万円減少し427,265百万円となりました。この結果、総資産は前事業年度末に比して8,627百万円減少し444,575百万円となりました。

当第1四半期会計期間末の流動負債についても、清算預託金が1,336百万円増加したものの、取引証拠金が5,709百万円、未払法人税等が2,428百万円減少したことなどにより、前事業年度末に比して7,934百万円減少し386,749百万円となりました。この結果、総負債は前事業年度末に比して7,936百万円減少し389,780百万円となりました。

当第1四半期会計期間末の純資産は54,795百万円となり、前事業年度末に比して690百万円減少しました。これは、剰余金の配当2,025百万円があったこと、当第1四半期純利益1,334百万円を計上したことなどによるものであります。

当第1四半期会計期間末の四半期貸借対照表の資産（負債）に含まれている取引証拠金特定資産（取引証拠金）337,033百万円、清算預託金特定資産（清算預託金）47,029百万円、信託金特定資産（信託金）358百万円は、清算参加者等の債務不履行により被るリスクを担保するため、各清算参加者等から預託を受けているものであります。これらは当社の規則上他の資産と区分して管理しているため、四半期貸借対照表上、その目的ごとに区分しています。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益が2,155百万円、減価償却費が631百万円となる一方で、法人税等の支払が3,199百万円となったことなどにより、営業活動によるキャッシュ・フローは744百万円の支出（前第1四半期累計期間は3,510百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

定期預金の払戻による収入が5,850百万円、投資有価証券の売却による収入が209百万円となる一方で、定期預金の預入による支出が9,800百万円、システムを中心とした設備投資にかかる有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出が1,054百万円となりました。これらの結果、投資活動によるキャッシュ・フローは4,794百万円の支出（前第1四半期累計期間は2,253百万円の支出）となりました。なお、投資にかかる資金はすべて自己資金によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払い1,874百万円により、財務活動によるキャッシュ・フローは1,874百万円の支出（前第1四半期累計期間は1,509百万円の支出）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当四半期末残高は、期首に比して7,414百万円減少し、12,058百万円となりました。

なお、四半期キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物と四半期貸借対照表における現金及び預金との関係は、以下のとおりです。

現金及び預金勘定	39,758百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	27,700百万円
現金及び現金同等物	12,058百万円

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間における我が国株式市場では、欧州債務問題や世界的な景気の減速懸念を背景に日経平均株価が期首の10,100円台から一時8,200円台まで下落し、期末には9,000円台となりました。

株価の変動は、当社の収益の過半を占める参加者料金に大きな影響を与える要因となります。加えて、内外に多くのリスク要因が存在することを踏まえると、予想した収益が予定どおり得られるか否かについては不透明感が増している状況にあると思われます。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めています。具体的には、当社市場の安定的な運営を確保するべく引続きシステムの開発・能力増強・機能拡張に取り組むとともに、制度・商品面での利便性向上や個人投資者へのPR等によるデリバティブ市場の競争力強化、新興市場の信頼性・競争力の向上等を目指し、諸施策を推進していく所存です。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	930,000
計	930,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	270,000	270,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)
計	270,000	270,000		

- (注) 1 発行済株式は、全て株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。  
2 当社は単元株制度を採用しておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月30日		270,000		4,723		4,825

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の発行済株式については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 270,000	270,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	270,000		
総株主の議決権		270,000	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	43,222	39,758
営業未収入金	2,012	1,729
有価証券	1,015	1,013
前払費用	103	160
取引証拠金特定資産	1 342,743	1 337,033
清算預託金特定資産	1 45,692	1 47,029
繰延税金資産	319	319
その他	417	219
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	435,527	427,265
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,086	1,060
構築物（純額）	0	0
情報システム機器（純額）	1,917	1,814
工具、器具及び備品（純額）	121	114
土地	98	98
リース資産	15	14
建設仮勘定	467	608
有形固定資産合計	3,708	3,711
無形固定資産		
ソフトウェア	5,616	5,135
ソフトウェア仮勘定	1,515	1,672
その他	17	17
無形固定資産合計	7,149	6,825
投資その他の資産		
投資有価証券	950	950
従業員に対する長期貸付金	17	17
長期前払費用	380	353
長期預金	3,000	3,000
差入保証金	297	296
信託金特定資産	1 375	1 358
繰延税金資産	1,771	1,771
その他	71	71
貸倒引当金	46	46
投資その他の資産合計	6,818	6,774
固定資産合計	17,675	17,310
資産合計	453,203	444,575

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当第 1 四半期会計期間 (平成24年 6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金	865	114
未払費用	1,107	1,296
未払法人税等	3,236	807
未払消費税等	258	156
預り金	100	216
取引証拠金	342,743	337,033
清算預託金	45,692	47,029
リース債務	5	5
賞与引当金	182	43
役員賞与引当金	45	11
その他	445	34
流動負債合計	394,683	386,749
<b>固定負債</b>		
長期借入金	0	0
長期預り金	424	418
信託金	375	358
リース債務	9	8
退職給付引当金	2,170	2,193
その他	52	52
固定負債合計	3,034	3,031
負債合計	397,717	389,780
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,723	4,723
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	4,825	4,825
資本剰余金合計	4,825	4,825
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	322	322
<b>その他利益剰余金</b>		
違約損失準備金	3,569	3,569
先物取引等違約損失準備金	7,011	7,011
別途積立金	5,302	5,302
繰越利益剰余金	29,730	29,040
利益剰余金合計	45,936	45,245
株主資本合計	55,485	54,794
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	55,485	54,795
負債純資産合計	453,203	444,575

(2)【四半期損益計算書】  
 【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
<b>営業収益</b>		
参加者料金	3,006	3,347
上場賦課金	414	418
機器・情報提供料	1,977	1,878
その他	17	19
営業収益合計	5,414	5,664
販売費及び一般管理費	3,458	3,672
営業利益	1,955	1,992
<b>営業外収益</b>		
受取利息	137	115
受取配当金	46	43
負ののれん償却額	77	-
その他	5	8
営業外収益合計	266	167
<b>営業外費用</b>		
支払利息	5	3
その他	3	0
営業外費用合計	9	3
経常利益	2,213	2,155
税引前四半期純利益	2,213	2,155
法人税等	861	821
四半期純利益	1,351	1,334

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	2,213	2,155
減価償却費	639	631
負ののれん償却額	77	-
受取利息及び受取配当金	183	158
支払利息	5	3
貸倒引当金の増減額（は減少）	16	-
退職給付引当金の増減額（は減少）	10	22
賞与引当金の増減額（は減少）	144	138
役員賞与引当金の増減額（は減少）	39	33
営業債権の増減額（は増加）	1,447	282
未払費用の増減額（は減少）	265	189
その他	256	641
小計	3,333	2,312
利息及び配当金の受取額	177	152
利息の支払額	0	10
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	-	3,199
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,510	744
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	6,350	9,800
定期預金の払戻による収入	3,570	5,850
有価証券の償還による収入	500	-
投資有価証券の売却による収入	216	209
有形固定資産の取得による支出	33	215
無形固定資産の取得による支出	156	838
貸付金の回収による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,253	4,794
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	1,509	1,874
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,509	1,874
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	252	7,414
現金及び現金同等物の期首残高	8,453	19,472
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,201	12,058

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
税金費用の計算	当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 取引証拠金特定資産等

当社では、約定時から決済時までにおける清算参加者等の債務不履行により被るリスクを担保するため、各清算参加者等から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて、当社の規則上他の資産と区分して管理されているため、四半期貸借対照表(貸借対照表)上、その目的ごとに区分して表示しております。

2 担保受入金融資産の時価評価額

四半期貸借対照表(貸借対照表)に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
取引証拠金代用有価証券	394,862百万円	413,211百万円
信託金代用有価証券	168百万円	154百万円
清算預託金代用有価証券	61,030百万円	65,567百万円

上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

### 3 偶発債務

前事業年度(平成24年3月31日)

株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)他5社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行、または不履行の恐れが生じたことに起因して、クリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成14年9月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点またはクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。

なお、当社の損失補償限度額は、3,569百万円であります。

当第1四半期会計期間(平成24年6月30日)

クリアリング機構他5社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行、または不履行の恐れが生じたことに起因して、クリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成14年9月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点またはクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。

なお、当社の損失補償限度額は、3,569百万円であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

#### 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
現金及び預金勘定	29,951百万円	39,758百万円
預金期間が3ヶ月を超える 定期預金	21,750百万円	27,700百万円
現金及び現金同等物	8,201百万円	12,058百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,620	6,000	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の  
 末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,025	7,500	平成24年3月31日	平成24年6月22日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額は、普通配当4,500円と記念配当3,000円であります。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の  
 末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度末(平成24年3月31日)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	43,222	43,222	-
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,005	1,005	-
(3)取引証拠金特定資産 (取引証拠金)	342,743	342,743	-
(4)清算預託金特定資産 (清算預託金)	45,692	45,692	-
(5)信託金特定資産 (信託金)	375	375	-
(6)未払法人税等	3,236	3,236	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(3)取引証拠金特定資産(取引証拠金)

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)清算預託金特定資産(清算預託金)

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)信託金特定資産(信託金)

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)未払法人税等

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当第1四半期会計期間末（平成24年6月30日）

取引証拠金特定資産（取引証拠金）、清算預託金特定資産（清算預託金）及び未払法人税等が、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	四半期貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
取引証拠金特定資産 （取引証拠金）	337,033	337,033	-	（注1）
清算預託金特定資産 （清算預託金）	47,029	47,029	-	（注2）
未払法人税等	807	807	-	（注3）

（注1）取引証拠金特定資産（取引証拠金）の時価の算定方法

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）清算預託金特定資産（清算預託金）の時価の算定方法

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注3）未払法人税等の時価の算定方法

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

前事業年度末（平成24年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	1,005	1,017	12
	小計	1,005	1,017	12
合計		1,005	1,017	12

当第1四半期会計期間末（平成24年6月30日）

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を行っておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	5,005円67銭	4,943円16銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,351	1,334
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,351	1,334
普通株式の期中平均株式数(株)	270,000	270,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式会社東京証券取引所グループによる当社普通株式に対する公開買付け)

当社は、平成24年7月10日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所グループ（以下「公開買付者」又は「東証グループ」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、(i)本公開買付けに応募するとの選択肢が有利であるとご判断される株主の皆様には本公開買付けに対して応募されることを推奨する旨、また、(ii)その他の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては当該株主の皆様の判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社と公開買付者（以下当社と公開買付者を併せて「両社」といいます。）は両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについて合意し、平成23年11月22日付で統合契約（以下「本統合契約」といいます。）を締結しております。公開買付者は、両社の間で本経営統合に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）の手續及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等の確認ができたことから、平成24年7月10日、本公開買付けを開始することを決定したとのことであり、上記意見表明に係る当社の取締役会決議は、当該決定を受け、本統合契約に基づき行われたものです。

また、平成24年7月11日に金融商品取引法第27条の10に基づく意見表明報告書を提出しております。

(1) 公開買付者の概要（平成24年3月31日現在）

名称	株式会社東京証券取引所グループ	
本店所在地	東京都中央区日本橋兜町2-1	
代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 斉藤 惇	
事業内容	株式会社金融商品取引所の経営管理及び自主規制法人の経営管理等	
資本金の額	11,500百万円	
設立年月日	平成19年8月1日	
大株主及び持株比率	モルガン・スタンレーMUF G証券(株) 4.35% S M B C フレンド証券(株) 2.61% ゴールドマン・サックス証券(株) 2.61% 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 2.39% リテラ・クリア証券(株) 1.78%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社の取締役1名は東証グループの子会社である(株)日本証券クリアリング機構の取締役を兼務しております。
	取引関係	当社は、大証市場で行われた現物株式等の取引に係る清算機関として東証グループの子会社である(株)日本証券クリアリング機構を指定している等の関係があります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 本公開買付け等の概要

買付け等を行う株券等の種類	普通株式
買付け等の期間	平成24年7月11日(水曜日)から平成24年8月22日(水曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金480,000円
買付予定の株券等の数	買付予定数 179,999株 買付予定数の下限 135,001株 買付予定数の上限 179,999株 (注) 公開買付者は当社の議決権の過半数を保有することとなる株式数を買付予定数の下限(135,001株、当社が平成24年6月13日に提出した第11期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数(270,000株)に占める割合(以下「保有割合」といいます。))にして、50.00%(小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、比率の計算において同様に計算しております。))として設定し、応募株式の総数がかかる買付予定数の下限(135,001株(保有割合:50.00%))に達しない場合には、応募株式の全部の買付けを行わない予定とのことです。また、応募株式の総数が買付予定数の上限(179,999株(保有割合:66.67%))を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受け渡しその他の決済を行うとのことです。
買付け等を行った後にける株券等保有割合	買付前保有株式数 - 株(保有割合 - %) 買付後保有株式数 179,999株(保有割合66.67%) (注) 本公開買付けにおける買付予定数に係る保有割合を記載しております。

(3) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所及び金融商品取引清算機関であり、取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業を主な事業としています。当社が開設する取引所金融商品市場では、株価指数先物・オプション取引を始めとするデリバティブ取引及び市場第一部・第二部、JASDAQ及びETF等を始めとする有価証券の売買を行っております。その中でも、日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引は、我が国を代表するデリバティブ商品であり、当該商品を中核としたデリバティブ取引に係る業務は、当社の競争力の主要な源泉となっております。

一方、公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)、東京証券取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社4社及び持分法適用関連会社4社を有する金融商品取引法上の金融商品取引所持株会社であり、取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としております。東証が開設する取引所金融商品市場には、大きく分けて、株券、ETF、REIT等の有価証券を売買する現物市場と、TOPIX先物取引を中心とする指数先物や国債先物、オプション取引を行うデリバティブ市場があり、上場、売買、清算・決済から情報サービスの提供に至るまでの幅広い取引所ビジネスを展開しております。現物市場に上場する企業の時価総額合計は、世界の取引所の中で第3位、アジアでは最大の市場規模であり(平成24年5月末時点)、これらの市場で取引される株式の売買代金は世界で第3位であるとともに、日本国内における上場株式の売買代金の約9割を占める(平成23年1月~12月)など、世界でも有数の取引所であるとともに、我が国証券市場におけるセントラル・マーケットとしての地位を確立しております。

両社を取り巻く環境は、情報通信技術の急速な発達に伴う金融取引システムの発展により、企業や投資家が世界のマーケットの中で最も投資環境の良い取引市場を選択して資金調達や投資活動を行うことが可能となったことで、国境を越えた取引所間での競争が激化している状況にあります。

また、金融取引システムの発展と共に、投資家のニーズの複雑化・高度化が進んでおり、取引所間競争においては、当該ニーズに耐え得るシステムの構築とその安定性・処理性能等の向上が優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

さらに、こうした環境を背景として、海外では国内の取引所同士及び国境を越えた取引所同士の合従連衡の動きが進んでおり、日本の取引所がグローバルな取引所間競争においてプレーヤーとして生き残るためには、規模の拡大、取扱い金融商品の多様化及びコスト削減等による競争力の強化を通じて、流動性の高い効率的な市場を確立し、投資家及び企業の利便性を向上させることが不可欠となっております。

両社は、このような外部環境について共通の危機意識を持ち、競争力強化等のための方策を検討してまいりました。その結果、互いにデリバティブ市場と現物市場という異なる得意分野を持ち、補完関係が成立する両社が経営統合を行い、システム統合等を推進することで両社にとって、現物市場とデリバティブ市場の双方において、国内での確固たる地位を確立すると共に、規模の拡大、公開買付者グループにおける東証一部・TOPIX先物・国債先物を中心とした取扱い金融商品、当社の日経225先物・オプションを中心とした取扱い金融商品を併せることによる取扱い金融商品の多様化・コスト削減によるグローバル競争力の強化、さらには、両社の市場機能の集約、取引システムの統一化による取引参加者・投資家の利便性向上といった大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致いたしました。また、本経営統合により、国際的な金融センターとしてのプレゼンス向上が図られることは、市場利用者にとっても利便性向上等による多大なメリットを創出し、さらには日本経済の再生に向けた金融資本市場全体の競争力強化に資するものと判断し、両社は平成23年11月22日付で経営統合を行うことを合意いたしました。

本経営統合によって、現時点で両社が実現を期待しているシナジー効果としては、次のものを想定しています。

(a) 収益面におけるシナジー

本経営統合により、ユーザー利便性の向上、営業力強化などによる取引数量の増加を起因とした取引参加料金の増加、魅力的な取引所となり国内外のIPO（新規株式公開）数が増加することによる上場関連収入の増加、提供情報の多様化による情報提供サービスの需要拡大等の収益面におけるシナジーが期待されます。

(b) 費用面におけるシナジー

本経営統合により、システム統合による、システム開発・運用費用の削減、システム関連のコストシナジー（システム統合後に実現）等の費用面におけるシナジーが期待されます。

(c) その他の効果

本経営統合により、デリバティブ清算機能の統合による投資家の投資効率の向上、組織統合によるノウハウの集約・人材有効活用をテコにした商品・制度企画及びサービスの更なる向上等のその他の効果が期待されます。

上場会社である当社と非上場会社である公開買付者は、本経営統合を実現するため、経営統合の手法について、公開買付け、合併、株式交換等の様々な案を検討してまいりましたが、最終的に、統合持株会社における財務負担・最適資本構成やEPS（1株当たり利益）への影響、必要となる事務負担等を総合的に勘案し、本公開買付けを行った後に、本合併を行うという取引ストラクチャーを採用することで合意に至りました。両社は、対等の精神に基づき、本経営統合を行うものとし、本経営統合は、関係当局の許認可等を条件として、まず本公開買付けの実施により公開買付者が当社を子会社化し、その後、当社を存続会社、公開買付者を消滅会社とする本合併を行うことを予定しておりました。今般、当社と公開買付者の間で本経営統合に関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等の確認ができたことから、公開買付者は、平成24年7月10日、本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

当社は、上記の理由から、本経営統合は当社の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本経営統合の一環として行われる本公開買付けについて賛同の意見を表明することを当社取締役会で決議いたしました。

また、本公開買付けは、当社株主の皆様に対して、(i)引き続き当社の株式を保有して統合持株会社の株主となっただくとの選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであります。

当社は、当社の株主の皆様にとって、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付価格である480,000円（以下「本公開買付価格」といいます。）は妥当であり、かつ、当社株主の皆様が上記のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利ではないものであると判断しており、第一義的には、株主の皆様が上記(i)及び(ii)の両選択肢も踏まえて、本公開買付けに応募されるか否かをご判断いただくこととしております。

一方で、本公開買付けには下限が設定されており、当社の中長期的な企業価値を向上させると考えられる本経営統合の実現には本公開買付けに対して一定程度以上の当社株主の皆様が応募されることが不可欠です。

以上から、当社取締役会は、本経営統合の実現に向けて、本公開買付けに応募すると選択肢が有利であるとご判断される株主の皆様には本公開買付けに対して応募されることを推奨する旨、また、その他の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、当該株主の皆様の判断に委ねる旨を、上記賛同の意見表明と併せて当社取締役会で決議いたしました。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けについて

本公開買付けにおいては買付予定数の上限(179,999株(保有割合:66.67%))が設定されており、本公開買付けにより、大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)(以下「JASDAQスタンダード」といいます。)に上場されている当社の普通株式が上場廃止となる可能性はございません。

本合併について

本合併により、当社の普通株式は、JASDAQスタンダードにおける上場廃止基準に基づき、合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄となる可能性が存在します。

なお、両社は、統合持株会社が、統合持株会社の普通株式を(a)東京証券取引所市場第一部へ本経営統合の完了日又はその後速やかに上場させること、及び(b)JASDAQスタンダードから大阪証券取引所市場第一部へ(a)の上場と同時又はその後速やかに市場変更させることを目指す旨を合意しております。

(5) 本公開買付けに関する重要な合意

当社と公開買付者は、本統合契約及びその後の本統合契約に基づく協議において、大要以下の事項について合意しております。

本統合契約の概要

(a) 当社と公開買付者は、次の順序に従って、本経営統合を行う。

- a. 本経営統合に関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等が確認できていることを含め、その他の関係当局からの許認可等の取得等を条件として、両社が別途合意する日に、公開買付者は、金融商品取引法に規定するところに従い、当社の普通株式を対象とした本公開買付けを実施する。
- b. 本公開買付けが開始される場合には、本経営統合に関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等が確認できていることを含め、その他の関係当局からの許認可等の取得等を条件として、当社は、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う。
- c. 本公開買付けの成立後、両社は、本合併に係る合併契約(以下「本合併契約」といいます。)を締結する。なお、本合併の割当比率(以下「本合併比率」といいます。)は、次のとおりとする。

会社名	公開買付者	当社
本合併に係る割当ての内容	0.2019	1

(注1) 公開買付者の株式1株に対して、当社の株式0.2019株を割当て交付します。但し、公開買付者が保有する自己株式26,260株については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) なお、本合併により発行する新株式数は、普通株式459,068株です。

- d. 本合併契約の締結後、公開買付者は、東証との間で、公開買付者を分割会社、公開買付者の100%子会社である東証を承継会社として、子会社の経営管理事業を除く全ての事業を承継対象(詳細は今後当社と公開買付者との間で協議の上決定する予定です。)とする吸収分割契約(以下「東証グループ吸収分割契約」といいます。)を締結する。

- e. 本合併契約の締結後、当社は、当社を分割会社とする吸収分割の承継会社となるため当社の100%子会社（以下「大証M」といいます。）を新たに設立し、大証Mとの間で、当社の行う金融商品取引所事業の全部を承継対象（詳細は今後当社と公開買付者との間で協議の上決定する予定です。）とする吸収分割契約（以下「大証吸収分割契約」といいます。）を締結する。
  - f. 両社は、本合併契約並びに東証グループ吸収分割契約及び大証吸収分割契約の締結後、遅滞なく株主総会をそれぞれ招集し、本合併契約並びに東証グループ吸収分割契約及び大証吸収分割契約の承認議案（当社については本合併契約に定める内容の定款変更議案並びに本合併契約に定める当社における取締役及び会計監査人の選任議案を含む。）その他本経営統合に必要な事項として両社が別途合意する事項に関する議案を提出し、これらにつき株主総会の承認を求める（以下当社については「大証承認株主総会」といい、公開買付者については「東証承認株主総会」といいます。）。
  - g. 本合併の効力発生日は平成25年1月1日とし、本合併後の統合持株会社への移行が円滑に行われるようにするために、両社の株主総会の承認を前提に行われる、両社におけるグループ内の会社分割の効力発生日は本合併の効力発生日と同日を目途として両社が別途協議の上合意する日とする。なお、これらの効力発生日は、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で合意の上、変更することができる。
- (b) 当社及び公開買付者は、本統合契約締結後、本合併の効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、従前遂行してきた業務の基準、態様及び方法に従って、自ら及びその子会社の事業の運営及び資産の管理を行うものとし、当社及び公開買付者の間で別途合意した場合を除き、本統合契約締結日時点における通常の業務において必要となる範囲を逸脱するような契約の締結、変更若しくは解除、合併その他の組織再編行為、定款の変更、株式等の発行等を行ってはならない。
- (c) 当社及び公開買付者は、統合準備委員会を設置し、統合業務を円滑・迅速に推進する他、本経営統合を円滑に実行する上で必要となる独占禁止法、産業活力再生特別措置法、業法規制及び証券関連規制その他の法令上の対応を適宜・適切に行う。
- (d) 当社及び公開買付者は、本統合契約締結後、本合併の効力発生日までの間、相手方から事前に書面による承諾を得ずに、取引所を運営する法人との経営統合又は本経営統合と類似の目標を達成するその他一切の取引（公開買付者については新規株式公開を含む。）に関する勧誘、協議、交渉、契約（法的拘束力の有無を問わない。）の締結又は実行をしてはならない。

- (e) 本合併の効力発生日における統合持株会社の概要は次のとおりとする。
- a. 商号及び英文名称については当社及び公開買付者が別途合意する。但し、本統合契約締結日現在の仮称は「株式会社日本取引所グループ」とする。
  - b. 本店所在地は東京都中央区に置き、機関設計は委員会設置会社とする。
  - c. 取締役の人数及び構成は当社及び公開買付者で別途合意する者とする。但し、本合併の効力発生日において、公開買付者の代表執行役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCEO（最高経営責任者）に、当社の代表取締役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCOO（最高執行責任者）に就任する。
  - d. 統合持株会社は、統合持株会社の普通株式を(i)東京証券取引所市場第一部へ本経営統合の完了日又はその後速やかに上場させること、及び(ii)JASDAQスタンダードから大阪証券取引所市場第一部へ(i)の上場と同時又はその後速やかに市場変更させることを目指す。
- (f) 本統合契約は、a.平成24年12月31日又は当社及び公開買付者が別途合意する日のいずれか遅い日までに本公開買付けが開始されない場合、b.本公開買付けが成立しなかった場合、c.本公開買付けが成立したものの、大証承認株主総会において、本合併契約の承認議案、大証吸収分割契約の承認議案、本合併契約に定める内容の定款変更議案若しくは本合併契約に定める当社における取締役及び会計監査人の選任議案その他本経営統合に必要な事項として当社及び公開買付者が別途合意する事項に関する議案のいずれかが否決された場合、又は東証承認株主総会において、本合併契約の承認議案若しくは東証グループ吸収分割契約の承認議案その他本経営統合に必要な事項として当社及び公開買付者が別途合意する事項に関する議案のいずれかが否決された場合、d.平成25年6月30日又は当社及び公開買付者が別途合意する日のいずれか遅い日までに本経営統合が完了しない場合のいずれかに該当する場合には、将来に向かって終了する。

(g) 上記(f)のc.及びd.の場合により本統合契約が終了した場合であっても、(i)当社及び公開買付者は、本経営統合又は両者間で別途合意する業務提携等の速やかな実現に向けた協議及び努力を継続すること、(ii)公開買付者は、当社及び公開買付者の間で別途書面により合意しない限り、当社の株主総会において本経営統合の趣旨に反する株主提案権を行使せず、かつ、当社の取締役会が株主総会に提出する取締役選任の議案、監査役選任の議案及び剰余金配当の議案（但し、いずれかの議案が本経営統合の趣旨に反するものである場合には、当社及び公開買付者は事前に協議するものとする。）並びに本経営統合の趣旨に反しないその他の議案に対して、その保有する当社の株式に係る議決権の全部について賛成の議決権行使をすること（但し、かかる規定に従うことが、公開買付者の取締役の善管注意義務に違反することが合理的に明らかである場合には、この限りではない。）、(iii)公開買付者は、本統合契約で合意された統合持株会社のガバナンス構成を実現するために、当社及び公開買付者の間で協議の上、必要な修正を加えた本経営統合のための契約（但し、当社又は公開買付者は、不合理に当該修正を留保又は拒否できないものとする。）の承認議案を、その都度、当該契約締結の後に開催される公開買付者の株主総会（定時株主総会だけでなく、臨時株主総会も含む。以下同じ。）において提出すること、(iv)公開買付者は、本統合契約の終了後速やかに臨時株主総会を開催の上、当社の代表取締役社長を公開買付者の取締役候補者とする取締役選任議案を提出し、その承認を求めるものとし（但し、本統合契約の終了後に速やかに開催される定時株主総会において当該取締役選任議案を提出することができる場合には、臨時株主総会に代えて当該定時株主総会に当該取締役選任議案を提出し、承認を求めるものとする。）、当該株主総会において、当該取締役選任議案が否決された場合には、公開買付者は、当社及び公開買付者で別途協議の上書面により合意するまでの間に開催される全ての公開買付者の株主総会において、当社及び公開買付者が別途協議の上合理的に決定する者1名を取締役候補者とする取締役選任議案を、その承認が得られるまで継続して提出すること、並びに(v)公開買付者は、当社及び公開買付者間で別途協議の上書面により合意するまでの間、上記(i)乃至(iv)に定める事項の意義を実質的に没却するようないかなる行為（本統合契約締結日現在におけるいずれかの当社の取締役又は監査役の解任を含むが、それに限られない。）も行わない。

#### 本経営統合の日程

本公開買付けが成立した後の本経営統合の日程（予定）は、以下のとおりです。

東証承認株主総会及び大証承認株主総会の基準日	平成24年秋
本合併契約の締結	
東証グループ吸収分割契約の締結	
大証Mの設立	
大証吸収分割契約の締結	
東証承認株主総会	
大証承認株主総会	
東証グループ吸収分割の効力発生日	平成25年1月1日
本合併の効力発生日	平成25年1月1日
大証吸収分割の効力発生日	平成25年1月1日

本経営統合後の状況

(a) 統合持株会社の概要

商号	株式会社日本取引所グループ（仮称）
事業内容	株式会社金融商品取引所の経営管理
本店所在地	東京都中央区
形態	委員会設置会社
事業年度の末日	3月31日

本合併の効力発生日における統合持株会社の取締役の人数及び構成は、本合併契約の締結時までに両社が別途協議の上合意する者（但し、当社の代表取締役社長及び公開買付者の代表執行役社長を含むものとし、また両社がそれぞれ指名する社外取締役の人数は同数）とします。また、本合併の効力発生日において、公開買付者の代表執行役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCEO（最高経営責任者）、当社の代表取締役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCOO（最高執行責任者）に就任する予定です。

(b) 本経営統合後の組織再編の概要

統合持株会社は、本合併後に速やかに行う子会社の組織再編については、市場利用者の意向を考慮しつつ、現物市場運営会社を東証、デリバティブ市場運営会社を大証M、自主規制法人を東京証券取引所自主規制法人、清算機関を株式会社日本証券クリアリング機構とする企業グループを形成します。

(c) 統合持株会社の企業理念等

当社及び公開買付者は、本経営統合後の統合持株会社の企業理念等の方向性について、両社間で設置されている統合準備委員会（注3）において、次のとおり合意しております。なお、当該内容は、統合準備委員会で合意された現時点の方向性を示したものであり、統合持株会社の発足後、統合持株会社において最終的に決定することを予定しております。

(イ) 企業理念等

a. 企業理念

私たちは、公共性・信頼性の確保、利便性・効率性・透明性の高い市場基盤の構築、創造的・魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。

私たちは、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

b. 将来ビジョン

Your Exchange of Choice

～創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供するアジア地域でもっとも選ばれる取引所～

c. 信条（4つのC）

お客様第一主義 - Customer First

私たちは、多様なステークホルダーのニーズを把握し、お客様の満足の総和を最大化するため、常にお客様目線で考え抜き、最適解を模索し続けます。

社会からの信頼確保 - Credibility

私たちは、公正性・透明性の高い市場を日々安定的に運営するとともに、高い競争力、安定性、利便性とコスト効率を全て満たす信頼の高い社会インフラを構築します。

創造性の追求 - Creativity

私たちは、グローバルな競争力の強化とお客様の利便性向上のため、失敗を恐れず、チャレンジ精神と情熱をもって創造性の高い商品とサービスの提供に取り組みます。

社員の能力発揮 - Competency

私たちは、個々の社員の多様性を十分に活用し、その能力を最大限発揮することができる職場環境を創出していきます。

d. 事業戦略

豊富な流動性を誇る現物・デリバティブ市場、高度な清算決済機能、自主規制機能を備えた総合的な取引所グループの実現	
<p><b>現物市場・IPOの拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現物市場の集約による利便性・効率性の向上</li> <li>✓ 国内外の投資魅力ある企業の上場促進</li> <li>✓ 上場会社向けサービスの拡充</li> <li>✓ ETF市場の流動性向上・利用者の裾野拡大</li> </ul>	<p>双方の顧客基盤を活用した各分野でのマーケティング活動の強化</p>
<p><b>デリバティブ市場の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デリバティブ市場の集約による利便性・効率性の向上、両社の商品をクロスオーバーした商品等の新商品の開発</li> <li>✓ コモディティ等新しい分野への進出による機能強化</li> </ul>	
<p><b>清算決済機能の強化・拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デリバティブ清算機能統合の推進</li> <li>✓ 清算・決済ビジネスフィールドの更なる拡大</li> <li>✓ リスク管理機能の更なる向上</li> </ul>	
<p><b>マーケットインフラの機能強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ システム統合によるコスト削減と安定的運営の両立</li> <li>✓ 両社のインフラを統合した効率的・効果的なバックアップ体制の整備</li> <li>✓ 最先端ITを駆使した効率的なシステム開発</li> </ul>	
<p><b>市場環境の変化に即した自主規制機能の発揮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自主規制機能の一元化による機能強化と参加者負担の軽減</li> <li>✓ 多様化する取引スタイル・商品・企業特性等に則した適切な自主規制機能の発揮による信頼性の向上</li> </ul>	<p><b>情報サービスの拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新規情報サービスの導入</li> <li>✓ 既存情報サービスの更なる拡充</li> </ul>
<p><b>政策提言・情報発信の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 日本の金融資本市場の競争力強化に向けた政策提言の実施</li> <li>✓ 多様な手段を活用した情報発信の拡充</li> </ul>	
<p><b>シナジーの早期実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経営統合に伴う統合シナジー(システム費用削減、機能強化、効率化)の早期実現及び最大化</li> </ul>	

(ロ) 自己株式の取扱い

公開買付けが本公開買付けにより取得する当社の株式は、平成25年1月1日に予定されている本経営統合により、統合持株会社の自己株式となりますが、消却することを予定しております。

(八) 目標とする配当性向

取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を40%程度とすることを目標とします。

(二) 中期経営計画

統合持株会社の中期経営計画（3年間に実施する具体的な事業戦略や施策、定量的な目標等を定めた計画）については、本経営統合後、速やかに策定及び公表することとします。

（注3）当社及び公開買付者は、本経営統合をできるだけ円滑かつ速やかに実現していくため、両社の社長を共同委員長とする統合準備委員会を設置しております。

(6) 独占禁止法上の問題解消措置

当社又は公開買付者は、公開買付者が本公開買付けにより当社の株式を取得すること（以下「本件株式取得」といいます。）に係る公正取引委員会による審査の過程で指摘を受けた独占禁止法上の懸念を解消するために、以下の問題解消措置を講じます。問題解消措置の主要な内容は以下のとおりです。

新興市場の上場関連業務における問題解消措置

当社及び公開買付者は、それぞれ、本件株式取得の実行日以降、それぞれに属する新興市場の内国会社に係る上場関連業務に関する手数料の設定、廃止及び金額の変更について、それぞれ当社及び東証の取締役会の諮問機関として設置されている市場運営委員会の承認を条件とする措置を採ります。

なお、当該措置の実施期間は定めないものとし、当社及び公開買付者又は統合持株会社において、本件株式取得の後に新興市場の運営会社の統合等を行う場合にも、現在の市場運営委員会と規模、構成員の属性、機能において実質的に同等の諮問委員会を設置するものとし、その新興市場の内国会社に係る上場関連手数料の設定、廃止又は金額の変更について、同様に、当該諮問委員会の承認を条件とします。

現物株式の売買関連業務における問題解消措置

公開買付者及び統合持株会社並びに株式会社日本証券クリアリング機構は、株式会社日本証券クリアリング機構による現物株式の売買に係る清算業務（以下「本清算業務」といいます。）の提供を現に受けている事業者及び今後株式会社日本証券クリアリング機構による本清算業務の提供を希望する事業者に対し、本件株式取得後も、統合持株会社グループと比較して、実質的に、差別的でなく、かつ競争上不利とならない条件で、本清算業務の提供を行うことを確約します。

#### 株価指数先物の売買関連業務における問題解消措置

公開買付者及び統合持株会社は、本件株式取得の実行にあたり、以下の(a)乃至(c)の措置を採ります。

- (a) NYSE Liffeに対して、同取引所が、日本時間の午前9時から午後3時までの時間帯（英国の夏時間以外は日本時間の午前10時から午後3時までの時間帯）においてTOPIX先物の売買関連業務を行うことができるよう、上記時間帯におけるTOPIXの使用に係る合理的な条件のライセンスを遅くとも本件株式取得の実行日までに提供する。
- (b) NYSE Liffeに対するTOPIXの使用に係るライセンス手数料について、NYSE Liffeが希望する場合、現状の水準以下に引き下げる。
- (c) NYSE Liffeに対して、これまでライセンスを提供していなかったTOPIXに関連する株価指数について、NYSE Liffeが希望する場合、これらの使用に係るライセンスを、合理的な条件で新たに提供する。

#### (7) その他

当社は、平成23年11月22日に発表された本経営統合に関連して、本公開買付価格及び本合併に係る合併比率の公正性を確保するため、両社から独立した財務アドバイザーに本公開買付価格及び本合併比率に関する財務分析を依頼することとし、ゴールドマン・サックス証券株式会社、S M B C 日興証券株式会社及びMoelis & Company UK LLPを両社から独立した財務アドバイザーとして起用いたしました。

また、当社は、平成23年11月21日付又は22日付にて、ゴールドマン・サックス証券株式会社、S M B C 日興証券株式会社及びMoelis & Company UK LLPから、それぞれ本公開買付価格及び本合併比率に関するフェアネス・オピニオンを受領しています。

なお、当社は、平成23年11月22日以降、本公開買付けについて賛同の意見表明を決議した平成24年7月10日までの間に、当社及び公開買付者において、本統合契約に規定される諸条件を修正すべき重大な事実は生じていないことを確認しております。

#### 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

株式会社大阪証券取引所

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 理 晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大阪証券取引所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大阪証券取引所の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年7月10日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所グループによる会社株式の公開買付について、賛同の意見を表明する旨等を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。